

第1 総 則

1 目 的

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）、危険物に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危省令」という。）、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号。以下「危告示」という。）、佐賀中部広域連合危険物規制規則（平成15年4月1日規則第19号。以下「規制規則」という。）に定める危険物規制事務を統一的处理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 運用上の留意事項

この基準には、行政指導事項及び運用解釈に該当するものも含まれており、当該部分には、文章の末尾に◆を付している。

これらの指導事項については、製造所、貯蔵所及び取扱所の所有者、管理者、占有者、申請者、工事施工者等（以下「関係者等」という。）に義務を課すものではなく、関係者等の任意の協力があって実現されるものであることを前提としなければならない。

3 凡 例

法	消防法（昭和23年法律第186号）
危政令	危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
危省令	危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）
危告示	危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）
施行令	消防法施行令（昭和36年政令第37号）
施行規則	消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）
一般則	一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）
建基法	建築基準法（昭和25年法律第201号）
建基政令	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）
建基省令	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）
JIS	日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう）
条例	火災予防条例（佐賀中部広域連合条例第15号）

4 用 語

- (1) 「製造所等」とは、製造所、貯蔵所又は取扱所のことをいう。
- (2) 「準不燃材料」とは、建基政令第1条第5号に規定するものをいう。
- (3) 「難燃材料」とは、建基政令第1条第6号に規定するものをいう。
- (4) 「20号タンク」とは、危政令第9条第1項第20号に規定する危険物を取り扱うタンクをいう。(同令第19条準用)